

令和6年第4回定例教育委員会 議事録

1. 日 時 令和6年4月26日（金） 16時30分開会  
17時30分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階 第1委員会室

3. 出席者 教育長 金崎良一  
教育長職務代理者 古賀清彦  
委 員 廣田敬子  
委 員 仁田千都子  
委 員 山本 淳

4. 会議に出席した職員  
教育次長 宮司裕子  
学校教育課理事 鳥山勝美  
教育総務課長 久原和彦  
生涯学習課長 中尾盛雄  
教育総務課 係長 島 美紀

5. 会議日程

開会

日程第1 会議録の承認について

日程第2 報告

日程第3 議事

議案第12号 長与町社会教育委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求め  
ることについて

議案第13号 長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設  
運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつ  
いて

議案第14号 長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員  
の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて

議案第15号 長与町図書館協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求め  
ることについて

議案第16号 21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱についての専決処分  
の承認を求めることについて

議案第17号 長与町文化振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求め  
ることについて

議案第18号 長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認  
を求めることについて

議案第 19 号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求める  
ことについて

議案第 20 号 長与町立学校における医療的ケア実施ガイドラインの承認について

## 6. その他

閉会

### ○宮司教育次長

皆さんこんにちは。

定足数に達しておりますので、令和 6 年第 4 回定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、金崎教育長にご挨拶をお願いいたします。

### ○金崎教育長

皆さんこんにちは。

あっという間に 4 月で桜が終わりまして、ツツジも咲きましたけど、終わりがけになっているような感じで、花が少し早くなったのかなと思います。

山の方は、新緑とか、様々な姿を見せて、山笑うというような表現がある季節になって、いい季節だなと思っています。

本日は、大変ご多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

また、4 月 9 日に、小学校中学校の入学式を行いましたけども、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

入学は、小学生が、1 年生が 3 8 1 名の児童です。

そして、中学校が 3 4 8 名の生徒が入学をいたしました。

なお、小学校は全部で 9 9 学級です。5 校で 9 9 学級、2, 3 7 0 名の児童です。

中学校は、3 8 学級、1, 0 4 5 名の生徒ですので、児童生徒合わせて約 3, 4 0 0 人の児童生徒で今回スタートしております。

また、学校のスタッフですが、全体としまして、4 0 0 に近いぐらいの全ての学校を支えるスタッフ、校長、教職員、あるいは町雇いの方々、公社雇いの方々も全部合わせて、それぐらいの方々で支えていただいております。

また、教育委員会の事務局は先ほど進行をスタートいたしました次長をはじめ、新しいスタッフを迎えてスタートしたところです。

今年度の取組ですけれども、新しい学校づくりの検討委員会を 5 月にスタートさせたいと思っております。

これは、随分ご議論をいただきましたが、義務教育学校、そして 1 日の授

業時数の工夫ということをテーマとして進めていきたいと思っております。

また、複合施設ですが、図書館部分の新図書館に向けた準備も、より具体的に進んでいく年度になっています。

部活動の地域移行につきましては、本日、朝日新聞の方でも紹介をされましたけれども、また、壱岐市から先ほど視察もおいでいただいております。このことについても、進めていこうというふうに考えております。

さらに、今年度、県の取組、日本の取組でしょうか、日本マスターズが開催されまして、長与町の方でもソフトボールが開催される予定になっております。

教育行政ですが、国や県の取組としまして、先日ニュースの方で、もしかしたらお聞きになられているかもしれませんが、中央教育審議会が、質の高い教師の確保特別部会というのをつくりまして、そこで、現在、教員だけ特別手当として4%の手当が出ているんですけども、それを10%に引き上げるというような答申を、今構えようとしております。

そのことによって、教員の成り手不足を改善をしたり、あるいは、教師の処遇の改善ということが目的となっているようでございます。

これから注視をしていきたいなと思っております。教員がなかなか集まらないということで、教員採用試験が長崎県の方は改定をされております。

できるだけ多くの方を集めるというところで、今年の改定の大きな一つは、これまで3年間臨時的任用教職員で勤めた者については、一次試験の全てを免除する。それは、教育委員会の推薦があってという前提が入るんですけども、そのような改定がなされております。

これから受験をされる方が増えていくことを願うばかりです。

また、今度は中学校3年生が対象になりますが、公立高校の入試が今年から変わります。

これまでは、2月の初旬と3月の初旬に、前期試験・後期試験というのがありまして、そこで受けてたんですが、今回は1月に前期の試験があり、いわゆる今で言う後期試験が2月に行われるという予定になっております。そして、3月の終わりには、最後にもう一度入試があるということで、公立が今まで2回だったのが、3回入試を行うということも計画をされているようです。

様々な改革が、具体的な形として表れてくる年度かなと思います。

本日、様々な議題もございしますが、またご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○宮司教育次長

次に、3月22日に開催いたしました教育委員会の会議録につきましてご承認をお願いいたします。

ご承認いただけますでしょうか。

ありがとうございました。

では、令和6年第3回定例教育委員会会議録につきましては、承認されました。

1、教育行政、3月23日から本日までの教育行政でございます。

教育行政報告をお願いします。

1ページになります。

初めに、教育総務課です。

4月1日、学校運営指導員、学校教育相談指導員や適応指導教室指導員、それから新補・昇任された先生方、今年度、長与町内小学校に新規採用教職員として着任された先生方に辞令を交付いたしました。

4月24日、長崎県市町村教育長会連絡協議会理事会が佐世保市で開かれ、教育長、古賀委員にもご参加いただいております。

次に、学校教育課です。

4月8日に、小中学校始業式を行い、4月9日には、小・中学校の入学式を執り行いました。

小学生381名、中学生348名の新入生を迎えております。

教職員の辞令交付式、入学式には、教育委員の皆様にも御臨席いただきました。

ありがとうございました。

最後に、生涯学習課です。

3月25日、日本マスターズナガサキ大会実行委員会及び企画運営委員会が開催されました。

4月12日、子ども会育成会連絡協議会評議委員会、24日には、長与町スポーツ推進委員会の総会が開催されております。

令和5年度の活動報告や実績報告、また、令和6年度の事業について協議しております。

以上が、教育行政報告でございます。

次に、学校事故と委任事項の報告でございますが、学校事故の報告が1件ございます。

詳細につきましては、教育総務課の方より説明をお願いいたします。

○久原課長

はい。教育総務課の方から、学校事故ということで、1件ご報告をさせて

いただきます。

去る3月24日、ちょうど前回の教育教育委員会の定例会が終わった直後だったんですけれども、その日に、長与小学校で停電が発生しまして、そのときはすぐ復旧できるものと思っていたんですが、当日でも復旧がかなわず、その原因を探ってみると、送電のケーブルが、ちょっと悪くなってるんじゃないかというところで、そのケーブルを入替えないといけないという運びになりました。

当初は、高圧の引込み柱からの電線が悪かったので、もう小学校も体育館も停電している状態だったんですが、その日のうちに、小学校にだけは通電できるように仮復旧をいたしました。

ですので、今現在長与小学校体育館は、電気が使えない状態になっております。

日中の小学生の使用については、若干暗くはありますが使える状態にはなっております。

ただ、夜間に行われるスポーツ活動等が、今全く出来ない状態になっているという状況です。

4月9日に行われた入学式に関しては、そのときだけ発電機を持ってきて、通電して、体育館をできるようにしたんですが、今、物質不足で、ケーブルがなかなか手に入らないということで、秋頃までの停止期間になるんじゃないかということで、我々も憂慮していたところですが、いろいろ方々手を尽くして、その在庫を抱えているところを見つけ出しまして、それを融通できるような運びにちょうど今週なったところです。ですから、かなり停止期間は短縮されるものと思います。

できれば夏前には普及ができるように、今、詳細工程を組んでいるところですが、今現在そういった状況であるということ、まずもってここでご報告をさせていただきました。以上です。

○宮司教育次長

委任事項につきましては、報告すべき重要事項等はございませんでした。

以上で報告を終わります。

これまでで、ご質問等ございませんか。

それでは、次第5、議事に移りたいと思います。

議事の進行を金崎教育長にお願いいたします。

○金崎教育長

それでは、議案第12号 長与町社会教育委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

宮司教育次長。

○宮司教育次長

議案第12号 長与町社会教育委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料3ページから5ページになります。

長与町社会教育委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和6年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、前任者の人事異動に伴うもので、委嘱した方は1名、任期は前任者の残任期間の令和7年3月31日まででございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○金崎教育長

それでは、議案第12号につきまして質疑はございませんか。

承認ということによろしいでしょうか。

承認と認めます。

では続きまして、議案第13号 長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

宮司教育次長。

○宮司教育次長

議案第13号 長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料6ページから8ページになります。

長与町立公民館運営審議会及び長与北部地区多目的研修集会施設運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和6年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、任期満了に伴うもので、委嘱した方は11名、1番から8番目の方は、昨年に引き続き委嘱した方で、今年度より新たに委嘱しますのは、9番目から11番目の委員で、任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○金崎教育長

議案第13号について質疑はございませんか。

承認ということによろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第14号 長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

官司教育次長。

○官司教育次長

議案第14号 長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の家運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料9ページから11ページになります。

長与町勤労青少年ホーム及び長与町働く婦人の運営委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和6年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、任期満了に伴うもので、委嘱した方は10名で、1番から7番目までの方は、昨年に引き続き委嘱した方で、今年度より新たに委嘱しますのは、8番から10番目までの委員で、任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第14号について質疑はございませんか。

承認ということによろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第15号 長与町図書館協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

官司教育次長。

○官司教育次長

議案第15号 長与町図書館協議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料12ページから14ページになります。

長与町図書館協議会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和6年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、前任者の人事異動に伴うもので、委嘱した方は1名、任期は前任者の残任期間の令和7年3月31日まででございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○金崎教育長

では、議案第15号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第16号 21世紀ふれあい基金管理運営委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

官司教育次長。

○官司教育次長

議案第16号 21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料15ページから17ページになります。

21世紀ふれあい基金管理委員会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和6年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、任期満了に伴うもので、委嘱した方は5名で、新しく委嘱した方が1番と2番目の委員。3番から5番目の委員は、昨年引き続き委嘱した方で、任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第16号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第17号 長与町文化振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

官司教育次長。

○官司教育次長

議案第17号 長与町文化振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料は、18ページから20ページになります。

長与町文化振興審議会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和6年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、任期満了に伴うもので、委嘱した方は6名。



1番目から5番目の方は、昨年に引き続き委嘱した方で、今年度より新たに委嘱します。

6番目の浦田委員は、洗切小学校長の方でございます。

任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○金崎教育長

では、議案第17号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして、議案第18号 長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を求めます。

宮司教育次長。

○宮司教育次長

議案第18号 長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料、21ページから23ページになります。

長与町スポーツ振興審議会委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事務専決規程第2条第1項の規定により、令和6年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、人事異動に伴うもので、委嘱した方は、1名。6番目の委員の任期は前任者の残任期間の令和7年3月31日まででございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第18号について質疑はございませんか。

承認ということでよろしいでしょうか。

承認と認めます。

続きまして議案第19号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

宮司教育次長。

○宮司教育次長

議案第19号 長与町スポーツ推進委員の委嘱についての専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料24ページから26ページになります。

長与町スポーツ推進委員の委嘱につきまして、長与町教育委員会教育長事

務専決規程第2条第1項の規定により、令和6年4月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、承認を求めるものでございます。

今回の委嘱は、人事異動に伴うもので、委嘱した方は、1名。18番目の委員は、南小として昨年委嘱をしておりましたが、今回、長与小に異動になりました。

本人の意思で継続していただくことになりました。

南小につきましては、川口委員を新たに委嘱させていただくもので、1名増となっております。

新しく委嘱した委員の任期は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○金崎教育長

議案第19号について質疑はございませんか。

承認ということですのでよろしいですか。

承認と認めます。

続きまして議案第20号 長与町立学校における医療的ケア実施ガイドラインの承認について、提案理由の説明を求めます。

宮司教育次長。

○宮司教育次長

議案第20号 長与町立学校における医療的ケア実施ガイドラインの承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

資料27ページになります。

学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインが必要となったため、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、理事より説明いたします。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

失礼します。

現在、高田小学校に在籍する2年生のお子さんが、1型糖尿病を患っております。血糖値の測定及び血糖値が下がっている場合は、捕食の摂取、それから、さらに低い場合は、インスリンの注射を行っております。

昨年、1年生のときには、保護者の見守りがあったんですけども、保護者がお仕事をされるとということで、その見守りが出来なくなりました。

その関係で、看護師等を配置する必要がある、また、学校の中で、医療的ケアを保護者以外が行うこととなりますので、このガイドラインが必要とな

ってきましたので、準備をした次第でございます。

以上でございます。

○金崎教育長

議案第20号について、質疑はございませんか。

廣田委員。

○廣田委員

とても大切なことだと思うんですが、配置される看護師等ってあるんですが、こういった方を配置されるんでしょうか。

○金崎教育長

鳥山理事。

○鳥山理事

現在各学校に配置しております特別支援教育の支援員、この中に、看護師資格を持つ支援員がおりましたので、その看護師資格を持っている支援員さんを高田小の方に配置替えをして、対応してもらうことにしております。

○金崎教育長

廣田委員。

○廣田委員

とても大変な責任を負われると思いますので、その方のケアの方もどうぞよろしく願いいたします。

○金崎教育長

他、ございませんか。

山本委員。

○山本委員

ガイドラインを作成しないといけないという背景についてよく分かりました。

ガイドラインについては、私は特に異議もなく、こういったものがあつた方が先生方もいろいろと対応がしやすいのかなと思うので、いいと思いました。

ただ今回、2年生のお子さんが1名ということなんですけど、卒業するまでを見ると、今年含めて5年間は必ずそういった体制が必要になるということ、後、将来的にも、そういった対応が必要なお子さんが増えてくる可能性もあると思うので、これを学校だけの体制でやっていくのも、毎年毎年変わると思うので、難しいかなというところも考えながら、いろんな体制を、他の外部との連携とかも含めて考えていけないのかなと思いました。

ガイドラインについては、私は非常にいいと思いました。

よろしくお願ひします。

○金崎教育長

ありがとうございました。

他にございませぬか。

廣田委員。

○廣田委員

これからいろいろな児童が入学してくると思うんですが、入学前の保護者との確認を十分に行って、学校が全てをできるというわけではなくて、これは出来ます、これは出来ませぬということを、事前に、とても難しい話合ひにはなると思いますが、子どものことを思えば、そこでいろいろな意見をぶつけ合っていた方が、今後、とても過ぎしやすく、安心して安全に過ごせると思いますが、お疲れさまですが、よろしくお願ひします。

○金崎教育長

はい。ありがとうございます。

他にございませぬか。

承認ということによろしいでしょうか。

承認と認めます。

これで本日の議事は全て終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

○宮司教育次長

その他につきましては、特段ございませぬが、委員さんの方からありましたらお願ひします。

○廣田委員

1点お伺ひしたいんですが、給食で事故があつて、1年生でうずらの卵を詰まらせて亡くなつたということがあつたのですが、いろいろな記事で、うずらの卵の代替品というのはないから使わないようにしているという記事を目にするんですが、長与町ではどういふふうになつていますか。

○鳥羽理事

うずらの卵の大きさの球体というのが、喉に詰まりやすいというところがあります。

うずらの卵を給食の食材から外している自治体等もございませぬが、長与町としましては、八宝菜とか、うずらの卵が欠かせないメニューもございませぬので、うずらの卵を排除するのではなく、よく噛んで食べるという指導を徹底することで、うずらの卵が悪いわけではないですので、よく噛んで食べるという指導を現在しているところでございませぬ。

ただ、やはり、個体の大きさ等については、調理場の方で、事故が起きにくいようなサイズには考へているようになつてございませぬ。

以上です。

○宮司教育次長

他はございませんでしょうか。

それでは、事務局より、何かありませんか。

ないようでしたら、これをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。